

# 令和5年度フランスにおける兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業 業務委託 仕様書

## 1 目的

本県の多様な気候風土のもと生産される農林水産物・加工食品のEU市場への販路開拓・拡大を図るため、パリの日本食材店における県産品のテスト販売や、現地バイヤー等に向けた営業代行を実施することで、フランスでの県産品の認知度向上と評価の把握、継続的な取引につなげる。

## 2 名称

この業務の名称は、「令和5年度フランスにおける兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業委託業務」とする。

## 3 委託業務の内容

### (1) 事前セミナーの実施（事業参加者決定前）

- ・ フランスでのプロモーションや商流構築が効果的に進められるよう、フランス現地の食品業界に精通した人材による「事前セミナー」を実施すること。
- ・ その際、有機食品市場の動向やEUオーガニック認証の取得方法、参加希望商品のフランス市場での販路拡大の可能性及び具体的なブラッシュアップ等のアドバイスを質疑応答時に行うこと。

- ① 時期 令和5年6月下旬
- ② 場所 オンライン（zoom等を使用）
- ③ 内容 セミナー1時間程度、質疑応答1時間程度

### (2) 参加事業者・商品選定

- ・ 参加希望事業者・商品の中から、現地消費者ニーズや、EU・フランスの現地食品規制等を考慮して、プロモーション参加事業者・商品を選定すること。
- ・ 落選した商品については、その理由と改善点を事業者へフィードバックすること。

### (3) EU・フランス輸出入規制・手続きへの対応

- ・ 商品の輸出入にあたっては、参加事業者に必要な書類の収集や指導を行い、ラベル対応等輸出入に必要な手続きを行うこと。

### (4) 商品の輸送

- ・ 受託者任意の国内倉庫から現地プロモーション実施場所への参加商品の輸送を行うこと。

## **(5) 一般消費者を対象としたテスト販売**

- ・ パリ現地の日本食材店において、県産品販売コーナーを一定期間設置（店舗の展示販売スペースを兵庫県用に一部借り上げて実施）し、現地で販売する適正な価格を設定した上で、一般消費者への販売（テスト販売）を実施すること。
- ・ 同時に商品説明や試食・試飲等とともに、アンケートを実施するなどして、出品された県産品の購入（消費）動向把握に努め、販売結果や現地消費者の反応を事業参加者へフィードバックすること。
- ・ 商品は買取りまたは委託販売によってテスト販売を実施すること。
- ・ 店頭に立っての商品PRを希望する参加事業者については、受入れ・サポートを行うこと。

① 期 間 令和5年9月～12月のうち延べ8週間以上

※ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「当協議会」という。）と調整して実施期間を決定すること

② 場 所 パリ市内の日本食材店

③ 事業者・品目数 8事業者・12品目程度

## **(6) 現地バイヤー等に向けた営業代行**

- ・ 現地でのバイヤー、インポーター及び飲食店等に向けた営業の代行業務を実施すること。
- ・ 事業参加者と現地のバイヤー等とのオンライン商談を実施し、取引につながるようサポートを行うこと。（1参加者につき1回以上）
- ・ バイヤー等からの評価や反応を把握し、参加事業者へフィードバックすること。
- ・ バイヤー等からの見積もり依頼や商品に関する問合せについて参加事業者への取次ぎを行い、正式な発注につながるようフォローアップを行うこと。

① 訪問社数 各商品7社以上

② 場 所 パリ市内及びパリ近郊

③ 事業者・品目数 8事業者・12品目程度

## **(7) 実施状況等の情報共有**

- ・ 随時、テスト販売及び営業代行の調整状況、実施状況、実施結果等についてひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「当協議会」という）と情報共有すること。また、これらのことについて、当協議会から情報共有を求められた場合は速やかに報告すること。

## **(8) 委託業務に係る実績報告書の作成・提出**

- ・ 業務実績をとりまとめた実績報告書を委託業務完了の日から起算して30日を経過し

た日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに提出すること。

**【記載事項】**

- 仕様書、提案書に対応した実施状況・結果
- 参加商品ごとの販売金額・数量・売上げ等（テスト販売分と営業代行分で項目を分けること）
- 参加商品ごとの売上げ結果に対する考察
- テスト販売及び営業代行で得られた一般消費者及びバイヤー等からの評価や反応
- 商談相手一覧とその商談結果
- 商品の改善点やマーケティングのアドバイス
- プロモーション全体の総括・成果
- その他、当協議会が求める事項

#### **4 委託期間**

事業委託契約締結日～令和6年1月31日

#### **5 その他**

- ・ 委託期間内を通して、事業の円滑な推進に向けて、当協議会と連携し、情報共有を図るとともに、アドバイスを行うこと。
- ・ 本仕様書に明示がない事項については、その都度、当協議会と受託者で協議の上決定する。